

選挙の投票立会人を募集します

選挙の投票に立ち会ってみませんか

三春町選挙管理委員会では、選挙に対する関心を高めるとともに、親しみのある投票所をめざして、各選挙の投票立会人を募集します。

投票立会人は、投票所や期日前投票所で投票事務が公正に行われるよう立ち会っていただく方のことで、選挙権のある方で三春町の選挙人名簿に登録されており、一定の要件に合った方であれば、年齢・性別・職業などに関係なく、どなたでも努めることができます。

特に、若い方の選挙に対する関心を高め、若年層の投票率向上を図ることから、10代・20代・30代の方の積極的な参加をお待ちしています。

▼選挙立会人の役割ってなに？

投票事務が公正に行われるよう立ち会うとともに、投票管理者から意見を求められたときは意見を述べます。
主な仕事の内容は次のとおりです。

▽仕事の内容

- ・投票所の開閉に立ち会うこと。
- ・投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと。(初日のみ)
- ・有権者に対する投票用紙の交付に立ち会うこと。
- ・投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- ・投票録に(自筆にて)署名すること。
- ・その他、投票手続きの全般に立ち会うこと。

▼予定されている選挙

平成30年度は、11月11日任期満了に

伴う福島県知事選挙および福島県議会議員補欠選挙(田村市田村郡選挙区)が予定されています。

選挙期日は現在のところ未定ですが、決まり次第町広報紙などでお知らせします。

▼応募期限

平成30年3月30日(金)まで

(消印有効)

▼応募方法

「投票立会人申込書」に必要事項を記入し、三春町選挙管理委員会事務局(役場2階総務課内)にご持参いただくか、郵送または電子メールでご提出ください。

申込書は、三春町役場2階総務課および役場1階窓口に備え付けてありますが、三春町選挙管理委員会事務局(総務課内)にお問い合わせいただけます。申込書を郵送させていただきます。
また、町ホームページからもダウンロードすることができます。

▼応募資格

町内在住で18歳以上の選挙権のある方

▼募集区分

▽期日前投票所 投票立会人

三春町の選挙人名簿に登録されており、期日前投票開設の期間(公示日等の翌日から投票日の前日までの期間で月(金曜日を含む)の期日前投票所において、投票に立ち会うことが可能な方。

▽投票日投票所 投票立会人

各投票区の選挙人名簿に登録されて

おり、登録された投票所において、選挙当日の投票に立ち会うことが可能な方。

▼立会いを行う投票所

▽期日前投票の場合
三春町役場、岩江センターおよび田村高校を期日前投票所と予定しております。

▽投票日当日の場合

応募者が選挙人名簿に登録されている投票区の投票所となります。

▼立会時間

▽期日前投票所(予定)

・三春町役場

午前8時30分～午後8時

・岩江センター

午前8時30分～午後5時

・田村高校

午後3時～午後6時

▽各投票所(予定)

午前7時～午後8時

※立会時間中は、外出などにより投票所を離れることはできません。

▼投票立会人の手当

(額に応じて源泉徴収を行います)

▽期日前投票所の投票立会人
1日につき

9,500円(三春町役場)

7,000円(岩江センター)

4,900円(田村高校)

▽投票所の投票立会人(投票日当日)

1日につき 10,700円

▼選任までの流れ

① 応募された方を三春町選挙管理委員会にて審査を行い「選挙立会人登録者台帳」に登録します。(辞退の申

出がない限り、登録は平成31年3月31日まで継続します。)

② 応募された方の中から、平成30年度に執行される選挙ごとに登録者の中から三春町選挙管理委員会が選任します。(応募者多数の場合などは調整します。)

▼問 三春町選挙管理委員会事務局

☎62-21111
FAX 61-11110

政治家の方へのお知らせ



政治活動のために使用する事務所に係る立札および看板等に表示する証票の有効期限が平成30年3月31日までとなっています。

これに伴い新しい証票の交付を行いますので、該当される方は、お早めにご手続きをされますようお願いいたします。

▼申請場所

選挙管理委員会事務局
(役場2階総務課内)

▼受付期間

3月1日(木)～3月30日(金)
午前8時30分～午後5時
(平日のみ)

▼問 三春町選挙管理委員会事務局

☎62-21111
FAX 61-11110